

刈払機取扱作業者 教育を実施します。



ご存じですか？ 事業者が従業員に草刈り機を使用させるには、「刈払機取扱作業者の安全衛生教育」を受講させることが必要です。
草刈りシーズンの前に、受講して準備をしておきませんか？
是非、この機会を逃すことなくご利用下さい。

日時

令和5年**2月20日**(月) 9:00~16:30

会場

岡垣町商工会 3階 大会議室

※ 教育実施機関：福岡東労働基準協会

受講費

10,000円 /1人あたり

商工会制度を利用すれば、

5,000円で受講できます!!



定員

先着 20名

申込み

裏面の申込用紙にて
お申込み下さい。

期限

令和5年2月5日まで
(※ 定員となり次第終了)

岡垣町商工会の『人材育成事業助成金制度』の対象となるため、制度を利用することで、受講料が実質半額となります。

※別途申請手続が必要です。

<制度内容>

岡垣町商工会の制度。中小企業大学校および一定の研修会に参加する場合、その受講料の2分の1以内(1万円が限度)の助成金を受けることができる。1事業所につき、1年度内に3人まで。

※ 申込者数が一定以上にならない場合、当講習会は開催中止となります。
大変申し訳ございませんが、予めご了承下さい。
中止の場合には、申込者の皆さまには速やかにご連絡いたします。

申込み
お問合せ

岡垣町商工会

〒811-4236

遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36

TEL: 093-282-0294 FAX: 093-283-0198

「申込における注意点」および「申込の流れ」

当講習会が、申込者数が一定以上にならない場合開催できないことから、下記の通り 2 段階でのお申込み手続きとさせていただきます。皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

<申込の流れ>

① 当用紙(下記)に必要事項を記入頂き、岡垣町商工会までお申込み下さい。
【期限:2月5日まで】



② 申込の状況にて開催が決定した段階で、『正式な講習会申込書(添付:顔写真など)』をご案内いたしますので、必要資料を添付の上、ご提出下さい。
※ 開催中止となった場合もご連絡致します。

受講費のお支払いについて

- 受講費は、講習会の当日受付にて徴収させていただきます。(※釣銭のないようお願い致します。)
- 商工会の制度を利用して5,000円での受講を希望される方も、いったん全額10,000円をお支払い下さい。後日、正式に請求資料を提出頂いた後、差額をお支払いさせていただきます。

刈払機取扱作業教育 申込書

(申込日: ___年___月___日)

事業所名		連絡先	TEL: FAX:
事業所住所			
受講者氏名		ふりがな	
制度の利用 (○をつけて下さい)	人材育成事業助成金制度を (利用する ・ 利用しない)		

この用紙を商工会にご提出いただくか、もしくは FAX にてお申込み下さい。



岡垣町商工会 FAX: 093-283-0198

(※FAX にてお申込みの方で、**3 営業日以内**に商工会から確認の連絡がない場合には、お手数ですが商工会までご連絡下さい。TEL: 093-282-0294)